

○南伊勢町町営住宅管理条例

平成17年10月1日

条例第155号

改正 平成19年12月17日条例第29号

平成24年3月28日条例第2号

目次

第1章 総則(第1条—第3条)

第2章 町営住宅の管理(第4条—第39条)

第3章 法第45条第1項に基づく社会福祉事業等への活用(第40条—第46条)

第4章 法第45条第2項に基づく町営住宅の活用(みなし特定公共賃貸住宅)(第47条—第50条)

第5章 補則(第51条—第57条)

附則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 町営住宅及び共同施設の設置及び管理については、公営住宅法(昭和26年法律第193号。以下「法」という。)及び地方自治法(昭和22年法律第67号)その他の法令に定めるもののほか、この条例の定めるところによる。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 町営住宅 町が国の補助を受けて建設、買取り又は借上げを行い、低額所得者に賃貸し、又は転貸するための住宅及びその附帯施設をいう。

(2) 共同施設 法第2条第9号及び公営住宅法施行規則(昭和26年建設省令第19号。以下「省令」という。)第1条に規定する施設をいう。

(3) 収入 公営住宅法施行令(昭和26年政令第240号。以下「令」という。)第1条第3号に規定する収入をいう。

(4) 町営住宅建替事業 町が施行する法第2条第15号に規定する公営住宅建替事業をいう。

(5) 町営住宅監理員 法第33条第2項の規定により町長が任命する者をいう。

(名称及び位置)

第3条 町営住宅の名称及び位置は、規則で定める。

第2章 町営住宅の管理

(入居者の公募の方法)

第4条 町営住宅の入居者の公募は、次に掲げる方法のうち、2以上の方法によって行うものとする。

- (1) 新聞
- (2) ラジオ
- (3) テレビジョン
- (4) 町庁舎その他町内の適当な場所における掲示
- (5) 県又は町の広報紙
- (6) 前各号に掲げるもののほか、町長が適当と認める方法

2 前項の公募に当たっては、町営住宅の団地ごとに、所在地、戸数、入居者資格、申込方法、選考方法の概略、入居時期その他必要な事項を示して行うものとする。

(公募の例外)

第5条 町長は、次に掲げる事由に係る者については、公募を行わず町営住宅に入居させることができる。

- (1) 災害による住宅の滅失
- (2) 不良住宅の撤去
- (3) 町営住宅の借上げに係る契約の終了
- (4) 町営住宅建替事業による町営住宅の除却
- (5) 都市計画法(昭和43年法律第100号)第59条の規定に基づく都市計画事業、土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第3条第4項若しくは第5項の規定に基づく土地区画整理事業、大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法(昭和50年法律第67号)に基づく住宅街区整備事業又は都市再開発法(昭和44年法律第38号)に基づく市街地再開発事業の施行に伴う住宅の除却
- (6) 土地収用法(昭和26年法律第219号)第20条(第138条第1項において準用する場合を含む。)の規定による事業の認定を受けている事業又は公共用地の取得に関する特別措置法(昭和36年法律第150号)第2条に規定する特定公共事業の執行に伴う住宅の除却
- (7) 現に町営住宅に入居している者(以下この号において「既存入居者」という。)の同居者の人数に増減があったこと又は既存入居者若しくは同居者が加齢、病気等によって日常生活に身体の機能上の制限を受ける者となったことにより、町長が入居者を募集しよ

うとしている町営住宅に当該既存入居者が入居することが適切であること。

(8) 町営住宅の入居者が相互に入れ替わることが双方の利益となること。

(入居の資格)

第6条 町営住宅に入居することができる者は、次の各号(老人、身体障害者その他の特に居住の安定を図る必要がある者として規則で定める者(次条第2項において「老人等」という。))にあっては第2号から第7号まで、被災市街地復興特別措置法(平成7年法律第14号)第21条に規定する被災者等にあっては第6号及び第7号)の条件を具備する者でなければならない。

(1) 現に同居し、又は同居しようとする親族(婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。以下同じ。)があること。

(2) 入居日において、町内に住所を有する者であること。

(3) 過去において町営住宅に入居していた者にあつては、当該住宅の家賃を滞納していないこと。

(4) その者が市町村税を滞納していないこと。(同居しようとする親族等も含む)

(5) その者の収入がア、イ又はウに掲げる場合に応じ、それぞれア、イ又はウに掲げる金額を超えないこと。

ア 入居者が身体障害者である場合その他の特に居住の安定を図る必要があるものとして規則で定める場合 25万9,000円

イ 町営住宅が、法第8条第1項若しくは第3項若しくは激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律(昭和37年法律第150号)第22条第1項の規定による国の補助に係るもの又は法第8条第1項各号のいずれかに該当する場合において知事が災害により滅失した住宅に居住していた低額所得者に転貸するため借り上げるものである場合 25万9,000円(当該災害発生の日から3年を経過した後は、15万8,000円)

ウ ア及びイに掲げる場合以外の場合 15万8,000円

(6) 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。

(7) その者又は同居しようとする親族が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2項第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)でないこと。

(入居者資格の特例)

第7条 町営住宅の借上げに係る契約の終了又は町営住宅の用途の廃止により当該町営住宅の明渡しをしようとする入居者が、当該明渡しに伴い他の町営住宅に入居の申込みをし

た場合においては、その者は、前条第1項各号に掲げる条件を具備する者とみなす。

- 2 前条第1項第5号イに掲げる町営住宅の入居者は、同項各号(老人等にあつては、同項第2号から第7号まで)に掲げる条件を具備するほか、当該災害発生の日から3年間は、なお、当該災害により住宅を失った者でなければならない。

(入居の申込み及び決定)

第8条 前2条に規定する入居者資格のある者で町営住宅に入居しようとするものは、規則の定めるところにより入居の申込みをしなければならない。

- 2 前項の申込みは、1回の入居者の公募につき1つの公営住宅に限りできるものとする。
- 3 町長は、第1項の規定により入居の申込みをした者の中から町営住宅の入居者を決定し、その旨を当該入居者として決定した者(以下「入居決定者」という。)に対し通知するものとする。
- 4 町長は、借上げに係る町営住宅の入居者を決定したときは、当該入居決定者に対し、当該町営住宅の借上げ期間の満了時に当該町営住宅を明け渡さなければならない旨を通知しなければならない。

(入居者の決定等)

第9条 町長は、前条第1項の規定により入居の申込みをした者の数が入居させるべき町営住宅の戸数を超える場合においては、令第7条各号に掲げる者のうち、住宅困窮の度合が高いものから入居者を決定する。

- 2 町長は、前項の場合において、住宅困窮の度合の順位を定め難いときは、公開抽選により入居者を決定する。
- 3 町長は、令第7条各号に掲げる者のうち、次の各号のいずれかに該当する者で速やかに町営住宅に入居することを必要としているものについては、前2項の規定にかかわらず、町長が割当てをした町営住宅に優先的に選考して入居の決定をすることができる。

(1) 20歳未満の子を扶養している寡婦又は老人で町長が定める要件を備えている者

(2) 引揚者、炭坑離職者、心身障害者若しくは公害により健康に被害を受けている者で町長が定める要件を備えているもの又は現に同居し、若しくは同居しようとする親族にこれらの者がいる者

(3) 町長が定める基準の収入を有する低額所得者

- 4 町長は、前3項の規定により入居者を決定する場合において、入居決定者のほかに、補欠として入居の順位を定めて、必要と認める数の入居補欠者を定めることができる。
- 5 町長は、入居決定者が町営住宅への入居を辞退し、又は入居を取り消されたときは、前

項の入居補欠者のうちから入居順位に従い、入居者を決定するものとする。

- 6 第4項の入居補欠者としての資格の有効期限は、前条第3項の規定により当該町営住宅の入居決定者に対して町長が入居を指定する日(以下「入居指定日」という。)から1月とする。

(入居の手続等)

第10条 町営住宅の入居決定者は、入居指定日までに次に掲げる手続をした後、入居指定日から1月以内に入居しなければならない。

(1) 連帯保証人2人が連署した誓約書を提出すること。

(2) 第17条第1項に規定する敷金を納付すること。

- 2 町長は、特別の事情があると認める者に対しては、前項第1号の連帯保証人を1人とすることができる。

- 3 町長は、入居決定者が、次の各号のいずれかに該当する場合には、入居の決定を取り消すものとする。

(1) 偽りその他不正の行為によって入居の決定を受けたとき。

(2) 正当な理由がなく第1項の手続を行わないとき。

(連帯保証人)

第11条 前条第1項第1号の連帯保証人は、独立の生計を営み、かつ、入居者と同等以上の収入を有する者で、次の各号のいずれかに該当するものでなければならない。

(1) 南伊勢町内に住所又は勤務場所を有する者

(2) 入居者の親族である者

- 2 入居者は、その連帯保証人が死亡し、若しくは破産の宣告を受けたとき、又は町長が不相当と認めてその変更を求めたときは、14日以内に改めて連帯保証人を立てなければならない。

(同居の承認等)

第12条 町営住宅の入居者は、入居の際に同居を認められた親族以外の者を同居させようとするときは、省令第10条で定めるところにより、町長の承認を受けなければならない。

- 2 町長は、前項の同居させようとする者が暴力団員であるときは、同項の承認をしてはならない。

- 3 町営住宅の入居者は、出生、死亡、婚姻、転出等により同居者に異動があったときは、その日から14日以内に、その旨を町長に届け出なければならない。

(入居の承継)

第13条 町営住宅の入居者が死亡し、又は退去した場合において、その死亡時又は退去時に当該入居者と同居していた者は、省令第11条で定めるところにより、町長の承認を受けて、引き続き当該町営住宅に入居することができる。

2 町長は、前項の承認を受けようとする者が暴力団員であるときは、同項の承認をしてはならない。

3 前項の承認を受けようとする者は、承継の理由となるべき事実の発生後1月以内に承認の申請をしなければならない。

4 第1項の入居の承認を受けた者は、当該承認の日から14日以内に第10条第1項各号に掲げる手続をしなければならない。この場合においては、同条第2項及び第3項の規定を準用する。

(家賃の決定)

第14条 町営住宅の毎月の家賃は、毎年度、次条第2項の規定により認定された収入(同条第3項の規定により更正された場合には、その更正後の収入。第27条において同じ。)に基づき、近傍同種の住宅の家賃(第3項の規定により定められたものをいう。以下同じ。)以下で令第2条に規定する方法により算出した額とする。ただし、入居者からの収入の申告がない場合において、第33条第1項の規定による請求を行ったにもかかわらず、町営住宅の入居者が、その請求に応じないときは、当該町営住宅の家賃は近傍同種の住宅の家賃とする。

2 町長は、前項本文の規定にかかわらず、町営住宅の入居者(同居者を含む。)が暴力団員であることが判明したときは、当該町営住宅の家賃を近傍同種の住宅の家賃とすることができる。

3 令第2条第1項第4号に規定する事業主体の定める数値は、町長が別に定めるものとする。

4 第1項の近傍同種の住宅の家賃は、毎年度、令第3条に規定する方法により算出した額とする。

(収入の申告等)

第15条 入居者は、毎年度、町長に対し、収入を申告しなければならない。

2 町長は、前項の規定による収入の申告に基づき、収入の額を認定し、当該額を入居者に通知するものとする。

3 入居者は、前項の認定に対し、町長の定めるところにより意見を述べることができる。この場合において、町長は、意見の内容を審査し、必要があると認めるときは、当該認定を更正するものとする。

(家賃の納付)

第16条 家賃は、入居指定日から町営住宅を明け渡した日(第30条第1項又は第34条第1項の規定により町営住宅の明渡し請求があったときは明渡しの期日又は明け渡した日のいずれか早い日、第39条第1項の規定により町営住宅の明渡し請求があったときは明渡しの請求のあった日)までの期間について徴収する。

- 2 家賃は、毎月末日までに納付しなければならない。ただし、次項に規定する家賃については、町長の指定する日までに納付しなければならない。
- 3 入居者が新たに町営住宅に入居した場合又は町営住宅を明け渡した場合において、その月の使用期間が1月に満たないときは、その月の家賃は日割計算による。
- 4 入居者が第38条に規定する手続を経ないで町営住宅を立ち退いたときは、第1項の規定にかかわらず、町長が明渡しの日を認定し、その日までの家賃を徴収する。

(敷金)

第17条 町長は、入居者から入居時における家賃の3月分に相当する額の敷金を徴収するものとする。

- 2 前項の敷金は、入居者が町営住宅を明け渡したときに還付する。ただし、未納の家賃、損害賠償金その他入居者の費用負担義務額が存在するときには、当該債務の額を明示した上で、敷金の額からこれを控除した額を還付する。
- 3 敷金には利子を付けない。

(家賃又は敷金の減免及び徴収猶予)

第18条 町長は、入居者又は同居者が災害、疾病その他特別な事情があることにより家賃又は敷金の納付が困難であると認める場合には、家賃又は敷金を減免し、若しくはその徴収を猶予することができる。

(修繕の実施及び費用の負担)

第19条 町長は、町営住宅及び共同施設の修繕(畳の表替え、破損ガラスの取替え等の軽微な修繕及び給水栓、点滅器その他附帯施設の構造上重要でない部分の修繕に要する費用を除く。)を実施するものとする。

- 2 町長は、前項の規定にかかわらず、借上げ町営住宅の修繕費用に関しては別に定めるものとする。
- 3 入居者の責めに帰すべき理由によって第1項に掲げる修繕の必要が生じたときは、同項の規定にかかわらず、入居者は、町長の指示に従い修繕し、又はその費用を負担しなければならない。

(入居者の費用負担義務)

第20条 次に掲げる費用は、入居者の負担とする。

- (1) 電気、ガス、水道及び下水道の使用料
- (2) 汚物及びごみの処理に要する費用
- (3) 共同施設又はエレベーター、給水施設及び汚水処理施設の使用又は維持、運営に要する費用
- (4) 前条第1項に規定するもの以外の町営住宅及び共同施設の修繕に要する費用

(入居者の保管義務等)

第21条 入居者は、町営住宅又は共同施設の使用について必要な注意を払い、これらを正常な状態において維持しなければならない。

2 入居者は、自己の責めに帰すべき理由によって町営住宅又は共同施設を滅失し、又はき損したときは、町長の指示に従い、原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。

(迷惑行為の禁止)

第22条 入居者は、周辺の環境を乱し、又は他に迷惑を及ぼす行為をしてはならない。

(一時不在の承認)

第23条 入居者は、町営住宅を引き続き1月以上使用しないときは、あらかじめ、町長の承認を受けなければならない。

(転貸の禁止)

第24条 入居者は、町営住宅を他の者に貸し、又はその入居の権利を他の者に譲渡してはならない。

(用途変更の制限)

第25条 入居者は、町営住宅を在宅以外の用途に使用してはならない。ただし、町長の承認を受けたときは、当該町営住宅の一部を住宅以外の用途に併用することができる。

(模様替え及び増築等)

第26条 入居者は、町営住宅を模様替えし、又は増築してはならない。ただし、原状回復又は撤去が容易である場合において、町長の承認を受けたときは、この限りでない。

2 前項ただし書の承認を受けた入居者は、当該町営住宅を明け渡そうとするときは、自己の費用で原状回復又は撤去を行わなければならない。

3 第1項ただし書の承認を受けずに町営住宅を模様替えし、又は増築したときは、入居者は、自己の費用で原状回復又は撤去を行わなければならない。

(収入超過者等に関する認定)

第27条 町長は、引き続き3年以上町営住宅に入居している入居者の収入の額が第6条第5号ウに規定する金額を超えると認めるときは、当該入居者を収入超過者として認定し、その旨を通知する。

2 町長は、引き続き5年以上町営住宅に入居している入居者の収入の額が最近2年間引き続き令第9条に規定する金額を超えると認めるときは、当該入居者を高額所得者として認定し、その旨を通知する。

3 入居者は、前2項の認定に対し、町長の定めるところにより意見を述べることができる。この場合において、町長は、意見の内容を審査し、必要があると認めるときは、当該認定を更正するものとする。

(明渡し努力義務)

第28条 収入超過者は、町営住宅を明け渡すように努めなければならない。

(収入超過者に対する家賃)

第29条 第27条第1項の規定により収入超過者と認定された入居者は、第14条第1項の規定にかかわらず、当該認定に係る期間(当該入居者が期間中に町営住宅を明け渡した場合にあっては当該認定の効力が生ずる日から当該明渡しの日までの間)、次項に規定する方法により算出した額を、毎月、家賃として支払わなければならない。

2 町長は、前項に定める家賃を算出しようとするときは、収入超過者の収入を勘案し近傍同種の住宅の家賃以下で、令第8条第2項に規定する方法によらなければならない。

3 第16条及び第18条の規定は、第1項の家賃について準用する。

(高額所得者に対する明渡し請求)

第30条 町長は、高額所得者に対し、期限を定めて、当該町営住宅の明渡しを請求することができる。

2 前項の期限は、同項の規定による請求をする日の翌日から起算して6月を経過した日以後の日でなければならない。

3 第1項の規定による請求を受けた者は、同項の期限が到来したときは、速やかに当該町営住宅を明け渡さなければならない。

4 町長は、第1項の規定による請求を受けた者が次の各号のいずれかに掲げる特別の事情がある場合においては、その申出により、明渡しを期限を延長することができる。

(1) 入居者又は同居者が病気にかかっているとき。

(2) 入居者又は同居者が災害により著しい損害を受けたとき。

(3) 入居者又は同居者が1年以内に定年で退職する等の理由により、収入が著しく減少することが予想される時。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、前3号に準ずる特別の事情がある時。

(高額所得者に対する家賃等)

第31条 第27条第2項の規定により高額所得者と認定された入居者は、第14条第1項及び第29条第1項の規定にかかわらず、当該認定に係る期間(当該入居者が期間中に町営住宅を明け渡した場合にあっては、当該認定の効力が生ずる日から当該明渡しの日までの間)、毎月、近傍同種の住宅の家賃を支払わなければならない。

2 前条第1項の規定による請求を受けた高額所得者が同項の期限が到来しても町営住宅を明け渡さない場合には、町長は、同項の期限が到来した日の翌日から当該町営住宅の明渡しを行うまでの期間について、近傍同種の住宅の家賃の額の2倍に相当する額以下で、規則で定める額の損害賠償金を徴収することができる。

3 第16条の規定は第1項の家賃に、第18条の規定は第1項の家賃及び前項の損害賠償金にそれぞれ準用する。

(期間通算)

第32条 町長が第7条第1項の規定による申込みをした者を他の町営住宅に入居させた場合における第27条から前条までの規定の適用については、その者が公営住宅の借上げに係る契約の終了又は法第44条第3項の規定による公営住宅の用途の廃止により明渡しをすべき公営住宅に入居していた期間は、その者が明渡し後に入居した当該他の町営住宅に入居している期間に通算する。

2 町長が第35条の規定による申出をした者を町営住宅建替事業により新たに整備された町営住宅に入居させた場合における第27条から前条までの規定の適用については、その者が当該町営住宅建替事業により除却すべき公営住宅に入居していた期間は、その者が当該新たに整備された町営住宅に入居している期間に通算する。

(収入状況の報告の請求等)

第33条 町長は、第14条第1項、第29条第1項若しくは第31条第1項の規定による家賃の決定、第18条(第29条第3項又は第31条第3項において準用する場合を含む。)の規定による家賃若しくは敷金若しくは損害賠償金の減免若しくは徴収の猶予、第30条第1項の規定による明渡しの請求又は第35条の規定による町営住宅への入居の措置に関し必要があると認めるときは、入居者の収入の状況について、当該入居者若しくはその雇主、その取引先その他の関係人に報告を求め、又は官公署に対して、町営住宅監理員が必要な書類を閲覧

し、若しくはその内容を記録することを求めることができる。

- 2 町長又は町営住宅監理員は、前項の規定により知り得た秘密を漏らし、又は窃用してはならない。

(建替事業による明渡し請求等)

第34条 町長は、町営住宅建替事業の施行に伴い、必要があると認めるときは、法第38条第1項の規定に基づき、除却しようとする町営住宅の入居者に対して期限を定めて、その明渡しを請求することができるものとする。

- 2 前項の規定による請求を受けた者は、同項の期限が到来したときは、速やかに、当該町営住宅を明け渡さなければならない。

- 3 前項の規定は、第31条第2項の規定を準用する。この場合において、同項中「前条第1項」とあるのは「第34条第2項」と、「高額所得者」とあるのは「入居者」と読み替えるものとする。

(新たに整備される町営住宅への入居)

第35条 町営住宅建替事業の施行により除却すべき町営住宅の除却前の最終の入居者が、法第40条第1項の規定により、当該建替事業により新たに整備される町営住宅に入居を希望するときは、その旨を町長に申し出なければならない。

- 2 前項の規定による入居の申出をした者は、町長の定める日までに第10条第1項各号に掲げる手続をしなければならない。

(町営住宅建替事業に係る家賃の特例)

第36条 町長は、前条の申出により町営住宅の入居者を新たに整備された町営住宅に入居させる場合において、新たに入居する町営住宅の家賃が従前の町営住宅の最終の家賃を超えることとなり、当該入居者の居住の安定を図るため必要があると認めるときは、第14条第1項、第29条第1項又は第31条第1項の規定にかかわらず、令第11条で定めるところにより当該入居者の家賃を減額するものとする。

(町営住宅の用途の廃止による他の町営住宅への入居の際の家賃の特例)

第37条 町長は、法第44条第3項の規定による町営住宅の用途の廃止による町営住宅の除却に伴い、当該町営住宅の入居者を他の町営住宅に入居させる場合において、新たに入居する町営住宅の家賃が従前の町営住宅の最終の家賃を超えることとなり、当該入居者の居住の安定を図るため必要があると認めるときは、第14条第1項、第29条第1項又は第31条第1項の規定にかかわらず、令第11条で定めるところにより当該入居者の家賃を減額するものとする。

(住宅の明渡し検査)

第38条 入居者は、町営住宅を明け渡そうとするときは、15日前までに町長に届出て、町営住宅監理員又は町長の指定する職員の検査を受けなければならない。

(住宅の明渡し請求)

第39条 町長は、入居者が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該入居者に対し、入居の決定を取り消し、その町営住宅の明渡しを請求することができる。

- (1) 不正の行為によって入居したとき。
- (2) 家賃を3月以上滞納したとき。
- (3) 当該町営住宅又は共同施設を故意にき損したとき。
- (4) 正当な理由によらないで、1月以上町営住宅を使用しないとき。
- (5) 他に住宅を取得し、生活の本拠を移したとき。
- (6) 第12条、第13条及び第21条から第26条までの規定に違反したとき。
- (7) 町営住宅の借上げの期間が満了するとき。
- (8) 暴力団員であることが判明したとき(同居者が該当する場合を含む。)

2 前項の規定により町営住宅の明渡しの請求を受けた入居者は、町長の指定する期限までに当該町営住宅を明け渡さなければならない。

3 町長は、第1項第1号の規定に該当することにより同項の請求を行ったときは、当該請求を受けた者に対して、入居した日から請求の日までの期間については、近傍同種の住宅の家賃の額とそれまでに支払を受けた家賃の額との差額に年5分の割合による支払期後の利息を付した額の金銭を、請求の日の翌日から当該町営住宅の明渡しを行う日までの期間については、毎月、近傍同種の住宅の家賃の額の2倍に相当する額以下で、規則で定める額の損害賠償金を徴収することができる。

4 町長は、第1項第2号から第6号又は第8号までの規定に該当することにより同項の請求を行ったときは、当該請求を受けた者に対して、請求の日の翌日から当該町営住宅の明渡しを行う日までの期間について、毎月、近傍同種の住宅の家賃の額の2倍に相当する額以下で、規則で定める額の損害賠償金を徴収することができる。

5 町長は、町営住宅が第1項第7号の規定に該当することにより同項の請求を行う場合には、当該請求を行う日の6月前までに、当該入居者にその旨を通知しなければならない。

6 町長は、町営住宅の借上げに係る契約が終了する場合には、当該町営住宅の賃貸人に代わって、入居者に借地借家法(平成3年法律第90号)第34条第1項の通知をすることができる。

第3章 法第45条第1項に基づく社会福祉事業等への活用

(使用許可)

第40条 町長は、社会福祉法人その他公営住宅法第45条第1項の事業等を定める省令(平成8年厚生省令・建設省令第1号)第2条に規定する者(以下「社会福祉法人等」という。)が町営住宅を使用して同省令第1条に規定する事業(以下「社会福祉事業等」という。)を行うことが必要であると認める場合においては、当該社会福祉法人等に対して、町営住宅の適正かつ合理的な管理に著しい支障のない範囲内で、町営住宅の使用を許可することができる。

2 町長は、前項の許可に条件を付することができる。

(使用手続)

第41条 社会福祉法人等は、前条の規定により町営住宅を使用しようとするときは、町長の定めるところにより、町営住宅の使用目的、使用期間その他当該町営住宅の使用に係る事項を記載した書面により使用の許可を申請しなければならない。

2 町長は、社会福祉法人等から前項の申請があった場合には、当該社会福祉法人等に対し、当該申請を許可する場合には許可する旨と町営住宅の使用開始可能日を、許可しない場合にあっては許可しない旨とその理由を通知する。

3 社会福祉法人等は、前項の規定により、町営住宅の使用を許可する旨の通知を受けたときは、町長の定める日までに町営住宅の使用を開始しなければならない。

(使用料)

第42条 社会福祉法人等は、近傍同種の住宅の家賃以下で規則で定める額の使用料を支払わなければならない。

2 社会福祉法人等が社会福祉事業等において町営住宅を現に使用する者から徴収することとなる家賃相当額の合計は、前項の規定による規則で定める額を超えてはならない。

(準用)

第43条 社会福祉法人等による町営住宅の使用に当たっては、第16条、第17条、第19条から第26条まで、第34条、第38条及び第53条の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「家賃」とあるのは「使用料」と、「入居者」とあるのは「社会福祉法人等」と、第16条中「入居指定日」とあるのは「使用開始可能日」と、「第30条第1項又は第34条第1項」とあるのは「第34条第1項」と、「第39条第1項」とあるのは「第46条」と、第17条中「入居時」とあるのは「使用開始時」と読み替えるものとする。

(報告の請求)

第44条 町長は、町営住宅の適正かつ合理的な管理を行うために必要があると認めるときは、当該町営住宅を使用している社会福祉法人等に対して、当該町営住宅の使用状況を報告させることができる。

(申請内容の変更)

第45条 町営住宅を使用している社会福祉法人等は、第41条第1項の規定による申請の内容に変更が生じた場合には、速やかに町長に報告しなければならない。

(使用許可の取消し)

第46条 町長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、町営住宅の使用許可を取り消すことができる。

- (1) 社会福祉法人等が使用許可の条件に違反したとき。
- (2) 町営住宅の適正かつ合理的な管理に支障があると認めたとき。

第4章 法第45条第2項に基づく町営住宅の活用(みなし特定公共賃貸住宅)

(使用許可及び管理)

第47条 町長は、その区域内に特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律(平成5年法律第52号。以下「特定優良賃貸住宅法」という。)第6条に規定する特定優良賃貸住宅その他の同法第3条第4号イ又はロに掲げる者の居住の用に供する賃貸住宅の不足その他の特別の事由により町営住宅を同号イ又はロに掲げる者に使用させることが必要であると認める場合においては、町営住宅の適正かつ合理的な管理に著しい支障のない範囲内で、当該町営住宅をこれらの者に使用させることができる。

2 町長は、町営住宅を前項の規定に基づいて使用させる場合には、当該町営住宅を特定優良賃貸住宅法第18条第2項の国土交通省令で定める準備に従って管理する。

(入居の資格)

第48条 前条第1項の規定により、町営住宅を使用することができる者は、第6条の規定にかかわらず、次の各号の条件を具備する者でなければならない。

- (1) 所得が町長の定める基準に該当する者であって、自ら居住するための住宅を必要とするもののうち、現に同居し、又は同居しようとする親族があるもの
- (2) 災害、不良住宅の撤去その他の特別の事情がある場合において前条第1項に規定する町営住宅に入居させることが適当である者として町長が認めるもの(所得が町長の定める基準に該当する者に限る。)
- (3) 同居親族がない入居者の居住の用に供する前条第1項に規定する町営住宅については、同居親族がない者であって、町長が定める基準に該当するもの(所得が町長の定め

る基準に該当する者に限る。)

(家賃)

第49条 第47条第1項の規定により使用に供される町営住宅の毎月の家賃は、第14条第1項、第29条第1項又は第31条第1項の規定にかかわらず、当該町営住宅の入居者の収入を勘案し、かつ、近傍同種の住宅の家賃以下で町長が定める。

2 町長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、前項の家賃を変更することができる。

- (1) 物価の変動に伴い家賃の変更をする必要があると認めるとき。
- (2) 近傍同種の住宅の家賃との均衡上必要があると認めるとき。
- (3) 町営住宅について改良を施したことに伴い家賃を変更する必要があると認めるとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、町長が特に必要があると認めるとき。

3 第1項の入居者の収入については、第15条の規定を準用する。

4 第1項及び第2項の近傍同種の住宅の家賃については、第14条第4項の規定を準用する。
この場合において、同項中「第1項」とあるのは「第49条第1項及び第2項」と読み替えるものとする。

(準用)

第50条 第47条第1項の規定による町営住宅の使用については、同条第2項から前条までに定めるもののほか、第4条、第5条、第8条から第13条まで、第16条から第26条まで、第33条から第39条まで及び第52条の規定を準用する。この場合において、第8条第1項中「前2条」とあるのは「第48条」と、第16条第1項中「第30条第1項又は第34条第1項」とあるのは「第34条第1項」と、第33条第1項中「第14条第1項、第29条第1項若しくは第31条第1項の規定による家賃の決定、第18条(第29条第3項又は第31条第3項において準用する場合を含む。))の規定による家賃若しくは敷金若しくは損害賠償金の減免若しくは徴収の猶予、第30条第1項の規定による明渡しの請求又は第35条の規定による町営住宅への入居の措置」とあるのは「第49条の規定による家賃の決定」と読み替えるものとする。

第5章 補則

(町営住宅管理人)

第51条 町長は、町営住宅監理員の職務を補助させるため、町営住宅管理人を置くことができる。

(立入検査)

第52条 町長は、町営住宅の管理上必要があると認めるときは、町営住宅監理員若しくは町長の指定した者に町営住宅の検査をさせ、又は入居者に対して適当な指示をさせること

ができる。

2 前項の検査において、現に使用している町営住宅に立ち入るときは、あらかじめ、当該町営住宅の入居者の承諾を得なければならない。

3 第1項の規定により検査に当たる者は、その身分を示す証票を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

(管理の委託)

第53条 町長は、町営住宅及び共同施設の管理を三重県住宅供給公社に委託することができる。

2 委託料は、町長が別に定める。

(入居の決定等に関する意見聴取)

第54条 町長は、必要であると認めるときは、町営住宅への入居を決定しようとする者(同居しようとする者を含む。)又は、現に町営住宅を使用している者(同居者を含む。)が、暴力団員であるかどうかについて、三重県警察本部長の意見を聞くことができる。

(町長への意見)

第55条 三重県警察本部長は、町営住宅を使用しようとする者(同居しようとする者を含む。)又は、現に使用している者(同居者を含む。)が暴力団員であるかどうかについて、町長に対し、意見を述べることができる。

(委任)

第56条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(罰則)

第57条 町長は、入居者が詐欺その他不正行為により、家賃又は入居者負担額の一部の徴収を免れたときは、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の南勢町町営住宅管理条例(平成9年南勢町条例第38号)又は南島町町営住宅管理条例(平成9年南島町条例第12号)(以下これらを「合併前の条例」という。)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条

例の相当規定によりなされたものとみなす。

- 3 この条例の施行の日の前日までにした行為に対する罰則の適用については、なお合併前の条例の例による。

附 則(平成19年12月17日条例第29号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成24年3月28日条例第2号)

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第3条の改正規定は、平成24年4月1日から施行する。

○南伊勢町町営住宅管理条例施行規則

平成17年10月1日

規則第112号

改正 平成19年12月17日規則第11号

平成20年7月10日規則第10号

平成24年3月28日規則第3号

目次

第1章 総則(第1条・第2条)

第2章 町営住宅の管理(第3条—第21条)

第3章 町営住宅の社会福祉法人等の使用(第22条—第25条)

第4章 みなし特定公共賃貸住宅としての使用(第26条)

第5章 雑則(第27条—第30条)

附則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規則は、南伊勢町町営住宅管理条例(平成17年南伊勢町条例第155号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(名称及び位置)

第2条 条例第3条に規定する町営住宅の名称及び位置は、別表のとおりとする。

第2章 町営住宅の管理

(入居者の募集期間)

第3条 町営住宅の募集期間において、応募者が募集戸数に満たない町営住宅については、別に定める期間、随時募集を行うものとする。

2 新たに建設した町営住宅(建替事業によるものを含む。)の募集期間は、前項の規定にかかわらず、別に定めるものとする。

(入居者の資格)

第3条の2 条例第6条第1項に規定する規則で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。ただし、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者を除く。

(1) 60歳以上の者

(2) 障害者基本法(昭和45年法律第84号)第2条に規定する障害者で、その障害の程度が次に掲げる障害の種類に応じ、それぞれ次に定める障害の程度であるもの

ア 身体障害 身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)別表第5号の1級から4級までのいずれかに該当する程度

イ 精神障害 (知的障害を除く。以下同じ)精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令(昭和25年政令第155号)第6条第3項に規定する1級から3級までのいずれかに該当する程度

ウ 知的障害 イに規定する精神障害の程度に相当する程度

(3) 戦傷病者特別援護法(昭和38年法律168号)第2条第1項に規定する戦傷病者でその障害の程度が恩給法(大正12年法律第48号)別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症まで又は別表第1号表ノ3の第1款症のもの

(4) 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成6年法律第117号)第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者

(5) 生活保護法(昭和25年法律第144号)第6条第1項に規定する被保護者又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第1項に規定する支援給付(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律(平成19年法律第127号)附則第4条第1項に規定する支援給付を含む。)を受けている者

(6) 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していない者

(7) ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律(平成13年法律第63号)第2条に規定するハンセン病療養所入所者等

(8) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(平成13年法律第31号。以下この号において「配偶者暴力防止等法」という。)第1条第2項に規定する被害者でア又はイのいずれかに該当するもの

ア 配偶者暴力防止等法第3条第3項第3号の規定による一時保護又は配偶者暴力防止等法第5条の規定による保護が終了した日から起算して5年を経過していないもの

イ 配偶者暴力防止等法第10条第1項の規定により裁判所がした命令の申立てを行った者で当該命令がその効力を生じた日から起算して5年を経過していないもの

2 町長は、入居者の申込みをした者が前項ただし書に規定する者に該当するかどうかを判断しようとする場合において必要があると認めるときは、当該職員をして、当該入居の申込みをした者に面接させ、その心身の状況、受けることができる介護の内容その他必要な

事項について調査させることができる。

3 条例第6条第5号アに規定する規則で定める場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

(1) 入居者又は同居者に第1項第2号(同号イに該当する者にあつては、1級又は2級に該当する者に限る。)から第4号まで、第6号又は第7号の規定に該当する者がある場合

(2) 入居者が60歳以上の者であり、かつ、同居者のいずれもが60歳以上又は18歳未満の者である場合

(3) 同居者に小学校就学の始期に達するまでの者がある場合

4 町長は、条例第6条第1号の規定に該当しない者で、次の各号のいずれかに該当する場合は適用除外とすることができる。

(1) 募集する住宅の戸当り床面積が50m²以下の場合

(2) 同条第1項第1号に該当する者

(入居の申込み)

第4条 条例第8条第1項の規定により入居の申込みをしようとする者は、町営住宅入居申込書(様式第1号)を町長に提出しなければならない。

2 前項の申込書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

(1) 入居を希望する者及び同居を希望する者全員の住民票の写し

(2) 入居を希望する者及び同居を希望する者で所得を有する者全員の所得を証明する書類

(3) 入居を希望する者及び同居を希望する者で18歳以上のもの全員の納税を証明する書類であつて、市町村長の発行するもの

(4) 前3号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

(誓約書)

第5条 条例第10条第1項第1号に規定する誓約書は、町営住宅入居誓約書(様式第2号)によるものとする。

2 前項の誓約書には、入居者本人の印鑑証明書のほか、連帯保証人の印鑑証明書、住民票の写し及び所得金額を証明する書類を添付するものとする。

(連帯保証人の変更)

第6条 入居者は、条例第11条第2項の規定により連帯保証人を変更するときは、町営住宅入居者連帯保証人変更届出書(様式第3号)を町長に提出しなければならない。

2 前項の届出書には、変更後の連帯保証人の印鑑証明書、住民票の写し及び所得金額を証

明する書類を添付するものとする。

(同居承認の申請)

第7条 入居者は、条例第12条第1項の規定により同居承認の申請をするときは、町営住宅同居承認申請書(様式第4号)を町長に提出しなければならない。

(同居者の異動届出)

第8条 入居者は、条例第12条第2項の規定により同居者の異動の届出をするときは、町営住宅同居者異動届出書(様式第5号)を町長に提出しなければならない。

(入居の承継申請)

第9条 条例第13条第1項の規定により入居の承継の承認を受けようとする者は、町営住宅入居承継承認申請書(様式第6号)を町長に提出しなければならない。

(収入の申告)

第10条 入居者は、条例第15条第1項の規定により収入の申告をするときは、毎年7月31日までに、町営住宅入居者収入申告書(様式第7号)を町長に提出しなければならない。

2 前項に規定する収入の申告は、公営住宅法施行規則(昭和26年建設省令第19号)第8条に規定する方法によるものとする。

3 入居者は、条例第15条第3項の規定により意見を述べようとするときは、町営住宅入居者収入更正申出書(様式第8号)を町長に提出しなければならない。

(家賃又は敷金の減免及び徴収猶予)

第11条 入居者は、条例第18条の規定により町営住宅の家賃又は敷金の減免若しくは徴収猶予を受けようとするときは、町営住宅家賃(敷金)減免(徴収猶予)申請書(様式第9号)を町長に提出しなければならない。

(一時不在の承認申請)

第12条 入居者は、条例第23条の規定により一時不在の承認を受けようとするときは、町営住宅一時不在承認申請書(様式第10号)を町長に提出しなければならない。

(一部用途併用の承認申請)

第13条 入居者は、条例第25条の規定により町営住宅の一部を住宅以外の用途に併用の承認を受けようとするときは、町営住宅一部用途併用承認申請書(様式第11号)を町長に提出しなければならない。

(模様替え及び増築の承認申請)

第14条 入居者は、条例第26条第1項の規定により町営住宅の模様替え又は増築の承認を受けようとするときは、町営住宅模様替(増築)承認申請書(様式第12号)を町長に提出しな

ればならない。

2 町営住宅の様態替え及び増築の承認基準は、次のとおりとする。

(1) 様態替え 町営住宅を損傷しない程度の様態替えでやむを得ない事情があると認められるもの

(2) 増築 居室、浴室又は物置の増築で当該増築の床面積の合計が10平方メートル以内のもの

(収入超過者等の更正の申出)

第15条 入居者は、条例第27条第1項の規定による収入超過者又は同条第2項の規定による高額所得者の認定を受けた場合において、同条第3項の規定により意見を述べようとするときは、町営住宅収入超過者(高額所得者)収入更正申出書(様式第13号)を町長に提出しなければならない。

(明渡し期限延長の申出)

第16条 条例第30条第1項の規定により明渡しの請求を受けた者が、同条第4項の規定により、その町営住宅の明渡し期限の延長を申し出るときは、町営住宅明渡し期限延長申出書(様式第14号)を町長に提出しなければならない。

(明渡しの請求を受けた高額所得者から徴収することができる損害賠償金の額)

第17条 条例第31条第2項に規定する損害賠償金の額は、当該町営住宅の近傍同種の住宅の家賃の額の2倍に相当する額とする。

(新たに整備される町営住宅への入居の申出)

第18条 条例第35条第1項の規定により新たに整備される町営住宅への入居を希望する者は、建替町営住宅入居希望申出書(様式第15号)を町長に提出しなければならない。

(明渡しの届出)

第19条 入居者は、条例第38条の規定により町営住宅を明け渡そうとするときは、町営住宅返還届出書(様式第16号)を町長に提出しなければならない。

(明渡しの期限)

第20条 条例第39条第2項に規定する明渡しの期限は、14日以内とする。

(明渡しの請求を受けた不正入居者等から徴収することができる損害賠償金等の額)

第21条 条例第39条第3項及び第4項に規定する損害賠償金の額は、当該町営住宅の近傍同種の住宅の家賃の額の2倍に相当する額とする。

第3章 町営住宅の社会福祉法人等の使用

(社会福祉事業等に使用する場合の許可申請)

第22条 社会福祉法人等は、条例第41条の規定により町営住宅を使用しようとするときは、町営住宅使用許可申請書(様式第17号)を町長に提出しなければならない。

(社会福祉事業等に使用する場合の使用料)

第23条 条例第42条に規定する使用料の額は、収入が公営住宅法施行令(昭和26年政令第240号)第6条第5項第3号に規定する額である入居者の家賃の額と同額とする。

(社会福祉事業等に使用する場合の準用)

第24条 社会福祉法人等が町営住宅を使用する場合の申請等については、第12条から第14条まで及び第19条の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「入居者」とあるのは「社会福祉法人等」と読み替えるものとする。

(社会福祉事業等の申請内容の変更の届出)

第25条 社会福祉法人等は、条例第45条に規定する使用許可の内容に変更が生じたときは、町営住宅使用許可変更報告書(様式第18号)により町長に報告しなければならない。

第4章 みなし特定公共賃貸住宅としての使用

(みなし特定公共賃貸住宅として町営住宅を使用する場合の準用)

第26条 みなし特定公共賃貸住宅として町営住宅を使用する場合の申請等については、第4条から第9条まで、第11条から第14条まで及び第18条から第20条までの規定を準用する。この場合において、これらの規定中「町営住宅」とあるのは、「町営住宅(みなし特定公共賃貸住宅)」と読み替えるものとする。

第5章 雑則

(町営住宅管理人)

第27条 条例第51条に規定する町営住宅管理人(以下「管理人」という。)は、町営住宅入居者のうちから任命する。

2 管理人が次の各号のいずれかに該当するときは、解任するものとする。

- (1) 町営住宅を退居したとき。
- (2) 疾病等のため職務の遂行に支障があると認められるとき。
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、不相当と認めたとき。

3 管理人は、常に受持ち区域内の町営住宅及び共同施設の状況を調査し、並びに当該町営住宅の入居者の実情を把握するとともに、当該入居者が町長に提出する書類の調査整理の事務を行うものとする。

(身分証票)

第28条 条例第52条第3項に規定する身分を示す証票は、身分証明書(様式第19号)とする。

(申請書等の提出方法)

第29条 入居者は、条例又はこの規則により町長に書類(第4条第1項、第5条第1項、第6条第1項、第10条第1項及び第3項、第11条、第15条、第16条、第18条、第21条並びに第24条に規定する書類を除く。)を提出するときは、当該町営住宅に管理人が置かれているときは、当該管理人を経由して提出しなければならない。

(その他)

第30条 この規則に定めるもののほか、条例の実施に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成17年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の南勢町町営住宅管理条例施行規則(平成9年南勢町規則第23号)又は南島町町営住宅管理条例施行規則(平成9年南島町規則第12号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成19年12月17日規則第11号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成20年7月10日規則第10号)

この規則は、平成20年7月10日から施行する。

附 則(平成24年3月28日規則第3号)

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

別表(第2条関係)

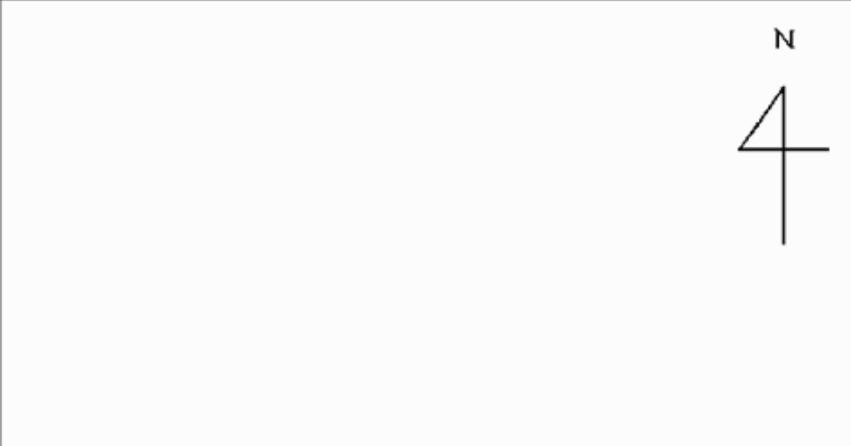
団地名	所在地	区分	構造	建設年度	管理戸数
五ヶ所	五ヶ所浦		木造	昭和28	2
			木造	昭和34	5
			簡2	昭和55	8
			簡2	昭和57	4
			木造	昭和63	10
			簡2	平成1	4

計					33
伊勢路	伊勢路		簡2	昭和55	4
			簡2	昭和59	4
			簡2	昭和61	4
			耐2	平成4	3
計					15
宿浦	宿浦		簡2	昭和58	4
計					4
田曾浦	田曾浦		簡2	昭和60	4
計					4
船越	船越		耐2	平成2	2
計					2
深坪	船越		簡2	平成5	4
			簡2	平成6	4
計					8
花川	船越		簡2	平成7	8
計					8
南海	相賀浦		簡2	平成10	2
計					2
穂原第2	内瀬		簡2	平成11	2
計					2
野添	五ヶ所浦		耐3	平成13	4
			耐2	平成14	4
計					8
道方	道方		簡平	昭和44	4
計					4
河内	河内		簡平	昭和41	4
計					4
村山	村山		木造	昭和35	1

			簡平	昭和41	4
				昭和44	4
計					9
第1村山	村山		簡平	昭和41	4
計					4
黒潮	村山		簡2	昭和59	12
			耐2	平成5	5
計					17
古和浦	古和浦	浦	簡平	昭和39	4
				昭和44	4
計					8
第2古和浦	古和浦	浦	簡2	昭和60	6
計					6

(裏)

次の間にお答えください。	
1 今住んでいる住宅の種類 (1) 自宅 (2) 親・兄弟の家 (3) 借家 (4) 社宅・寮 (5) アパート (6) 間借り (7) その他()	4 住宅に困っている理由 (1) 結婚のため (2) 通勤困難のため (3) 現住居が狭小のため (4) 現住居が高家賃のため (5) 他の世帯と同居してるため (6) 環境が悪いため (7) 正当な理由による立ち退きの要求を受けているため (8) その他(困っている理由を具体的に記入してください。) ()
2 家賃 _____ 円	
3 部屋数 _____ 室	
畳数 _____ 畳	

申込者の現住所の略図


- 備考 1 楷書で明確に記載してください。
- 2 実態調査の結果、この申込書の記載に誤りがある場合は、当選しても入居することができません。
- 3 添付書類として、次の書類を提出して下さい。
- (1) 住民票の写し(続柄の確認できるもの)
 - (2) 所得証明書(給与支払証明書)(収入のあるもの全員。所得が0でも必要な場合があります。)
 - (3) その他必要な書類 町税を完納していることを証明する書類(納税証明書等)

様式第2号(第5条関係)

町 営 住 宅 入 居 誓 約 書

年 月 日

南伊勢町長 様

年 月 日第 号で入居決定のあった町営住宅の使用については、公営住宅法、南伊勢町町営住宅管理条例及び南伊勢町町営住宅管理条例施行規則を堅く守ります。私又は、同居者が暴力団員であることが判明したときは、町営住宅を明け渡します。

又、町営住宅に関する手続において、同居させようとする者若しくは承継しようとする者が暴力団員であるか否かを三重県警察本部に照会すること同意します。

なお、保証人は、入居者と連帯して家賃、入居者の費用負担義務額その他一切の債務を負担します。

家賃月額	円	敷金(家賃の3箇月分)	円
------	---	-------------	---

建物表示	所在地			
	住宅名	町営住宅	団地	棟 号室
	構造規格		造 面積	m ²

入居者	(ふりがな)氏名			生年月日	年 月 日
	現住所	電話番号()			
	勤務先	電話番号()			
連帯保証人	(ふりがな)氏名			(年 月 日) 印	(年 月 日) 印
	生年月日	()		()	()
	現住所	()		()	()
	入居者との関係				
	勤務先	所在地			
	名称	()		()	()
添付書類	1 入居者本人の印鑑証明書 2 連帯保証人の印鑑証明書、住民票の写し及び所得証明書又は源泉徴収票				

備考 連帯保証人は、独立の生計を営み、かつ、入居者と同等以上の収入を有する者で、南伊勢町内に住所若しくは勤務場所を有するか又は入居者の親族とする。

様式第3号(第6条関係)

町営住宅入居者連帯保証人変更届出書

年 月 日

南伊勢町長 様

町営住宅 団地 棟 号室
 入居者 ㊟
 電話番号

連帯保証人に変更を生じたので、南伊勢町町営住宅管理条例第11条第2項の規定により届出をします。

なお、保証人は、入居者と連帯して家賃、入居者の費用負担義務額その他一切の債務を負担します。

変更の理由			
旧連帯保証人	氏名		
	現住所		
新連帯保証人	(ふりがな)氏名 生年月日	(年 月 日) ㊟	(年 月 日) ㊟
	現住所	()	()
	入居者との関係		
	勤務先 所在地 名称	()	()
添付書類	1 新連帯保証人の印鑑証明書 2 新連帯保証人の住民票の写し 3 新連帯保証人の所得証明書又は源泉徴収票		

備考 新連帯保証人は、独立の生計を営み、かつ、入居者と同等以上の収入を有する者で、南伊勢町内に住所若しくは勤務場所を有するか又は入居者の親族とする。

様式第4号(第7条関係)

町営住宅同居承認申請書

年 月 日

南伊勢町長 様

町営住宅 団地 棟 号室
入居者 ㊦
電話番号

下記の者を同居させたいので申請します。

なお、住宅の明渡しの場合は、同居者も同時に退去することを誓約します。

又、この申請書の記載内容が事実と相違するとき、又は同居させようとする者が暴力団員であることが判明したときは、町営住宅を明け渡すことを誓約します。

記

(ふりがな) 同居させようと する者の氏名	入居者との 続柄	生年月日	現 住 所	職業又は 勤務先	月 収
					円
					円
					円
申 請 の 理 由				現世帯人員	
				人	
管理人 の意見	管理人氏名				

- 備考 1 入居者との続柄等を証明する書類(住民票の写し又は戸籍謄本等)を添付すること。
2 同居する者の収入を証明する書類(所得証明書又は源泉徴収票)を添付すること。
3 同居する者の収入の把握のため、その他必要な書類を求める場合がある。

様式第6号(第9条関係)

町営住宅入居承継承認申請書

年 月 日

南伊勢町長 様

町営住宅 団地 棟 号室
入居者 ㊟
電話番号

下記の理由により、入居の承継をしたいので申請します。

なお、承認されたときは、旧入居者の家賃、費用負担義務額等の債務を引き受けることを誓約します。

又、この申請書の記載内容が事実と相違するとき、又は承継しようとする者が暴力団員であることが判明したときは、町営住宅を明け渡すことを誓約します。

記

旧入居者	氏 名		入居年月日	
			年 月 日	
申請者	氏名及び旧入居者との続柄		同居年月日	
	()		年 月 日	
承継の理由	1 死亡		承継理由発生年月日	
	2 退去			
	3 その他()		年 月 日	
引き続き入居しようとする者の氏名	申請者との続柄	生年月日(年齢)	職業又は勤務先	年 収
	本人			円
				円
				円
				円
				円
計 名				円
管理人の意見	管理人氏名			

- 備考 1 死亡又は退去の事実を証明する書類(住民票の写し又は戸籍謄本)を添付すること。
- 2 現入居者と申請者との続柄を証明する書類(住民票の写し又は戸籍謄本)を添付すること。
- 3 町営住宅入居誓約書(様式第2号)を添付すること。

様式第7号(第10条関係)

(表)

町営住宅入居者収入申告書

南伊勢町長 様

住 宅 名	町営住宅	団地	棟	号室
入居年月日	年 月 日			
入 居 者	印			
電 話 番 号				
管理人氏名				
家 賃				

南伊勢町町営住宅管理条例第15条第1項の規定により、私及び同居者の所得証明書及び住民票の写しを添付の上申告します。

区分	続柄	(ふりがな)氏名	生年月日	勤務先	年間収入額
A	本人		年 月 日		円
B			年 月 日		円
C			年 月 日		円
D			年 月 日		円
E			年 月 日		円
F			年 月 日		円
計					円

※ 以下の欄には、記入しないでください。

世帯 総 収 入 額	区分	年間収入額	年間所得額	◎家賃月額 円			
	A	円	円	○親族数 人× 円= 円…① (含別居扶養)			
	B	円	円	○特別控除額 円…② (内訳)			
	C	円	円	老人扶養 人	特定扶養 人		
	E	円	円	特別障害 人	一般障害 人		
	F	円	円	老年者 人	寡婦(夫) 人		
	計	円	a 円	計(①+②)		円……b	

◎ 収入月額=(a-b)×1/12=

円

備考欄	
-----	--

(裏)

1 給与支給証明欄(年1月から 年7月1日までに就職又は転職をされた方)

氏名		生 年 月 日			採 用 年 月 日			
		年 月 日			年 月 日			
給 与 等	区分							合計
	本給							
	合計							

※ 上記の欄には、 年1月から 年7月1日までの間で、採用があった月から 年6月までの給与支給分を区分別(本給、賞与、諸手当等)に記入すること。

この者は、当所に勤務し、上記のとおり給与等を支給したことを証明する。
年 月 日
勤務先名称
所在地
代表者氏名
電話番号 ㊟

2 退職証明欄(年1月から 年7月1日までに退職をされた方)

氏名		生 年 月 日			採 用 年 月 日			
		年 月 日			年 月 日			
この者は、 年 月 日付けで当社を退職したことを証明する。 年 月 日 勤務先名称 所在地 代表者氏名 電話番号 ㊟								

様式第8号(第10条関係)

町営住宅入居者収入更正申出書

年 月 日

南伊勢町長 様

町営住宅 団地 棟 号室
入居者
電話番号

私は、年 月 日南伊勢町町営住宅管理条例第15条第2項の規定により、収入の額の認定及び家賃の額の決定の通知を受けましたが、下記の理由によりその認定を更正されたく申出をします。

記

収入認定額	円
家賃決定額	月額 円

これに対する意見 (更正を必要とする理由)	
--------------------------	--

- 備考 1 更正をしなければならないことを明らかにする関係書類又は更正の判断の参考となる書類を添付すること。
2 この申出は、収入認定通知書を受け取った日から60日以内に行うこと。

様式第9号(第11条関係)

町営住宅家賃(敷金)減免(徴収猶予)申請書

年 月 日

南伊勢町長 様

町営住宅 団地 棟 号室
入居者 ㊟
電話番号

私は、下記のとおり生活困窮の状況にありますので、家賃の減免徴収猶予を申請します。

記

現行額	敷 金			家 賃 月 額			
	円			円			
減免又は徴収猶予の希望期間				年 月 日から		年 月 日まで	
世帯員の状況	氏 名	続柄	年齢	月 収	職 業	摘 要	
				円			
				円			
				円			
				円			
生計の状況	収 入 の 部		支 出 の 部				
	項 目	金 額	項 目	金 額			
		円		円			
		円		円			
		円		円			
申請の理由							

備考 1 住民票の写しを添付すること。

2 生活困窮の状況にあることを証明する書類(退職証明書、給与支払い証明書等)を添付すること。

様式第10号(第12条関係)

町営住宅一時不在承認申請書

年 月 日

南伊勢町長 様

町営住宅 団地 棟 号室
入居者
電話番号

年 月 日から 年 月 日までの間、下記の理由により町営住宅を一時使用しないので承認の申請をします。

記

1 不在にする理由			
1 病 気		3 その他(具体的に記入してください。)	
2 短期出張		()	
2 不在中の連絡先			
住 所		電話番号	
勤務先等			
3 不在中の住宅管理者(私の不在中は私に代わって住宅を管理いたします。)			
住 所		電話番号	
氏 名		入居者との続柄	
管理人の意見	管理人氏名		

備考 理由を証する書類(医師の診断書、辞令等)を添付すること。

様式第11号(第13条関係)

町営住宅一部用途併用承認申請書

年 月 日

南伊勢町長 様

町営住宅 団地 棟 号室
入居者
電話番号

下記のとおり、上記町営住宅を住宅以外の用途に一部併用して使用したいので申請します。

記

一部併用して使用を希望する目的又は理由	
一部併用して使用したい期間	1 年 月 日から 年 月 日まで 2 年 月 日から 明渡し時まで
管理人の意見	管理人氏名

備考 一部用途併用が、町営住宅の様様替え(増築)に及ぶ場合については、町営住宅様様替(増築)承認申請書(様式第12号)を併せて提出すること。

様式第12号(第14条関係)

町営住宅模様替(増築)承認申請書

年 月 日

南伊勢町長 様

町営住宅 団地 棟 号室
入居者
電話番号

下記のとおり、模様替
増築 をしたいので、申請します。

記

1 模様替(増築)の概要

模様替(増築)の内容	
目的又は理由	
工事期間	承認の日から約 日間
使用期間	

2 次の事項を堅く守り、後日異議の申立てはいたしません。

- (1) 模様替(増築)について、取払いの指示があった場合は、自費で即時に無条件で撤去し、原状に復します。
- (2) 住宅の明渡しの際は、退去前に自費で原状回復又は撤去を行います。

管理人 の意見	管理人氏名
------------	-------

備考 模様替(増築)の仕様図面等を添付すること。

様式第13号(第15条関係)

町営住宅収入超過者(高額所得者)収入更正申出書

年 月 日

南伊勢町長 様

町営住宅 団地 棟 号室
入居者
電話番号

私は、 年 月 日南伊勢町町営住宅管理条例 第27条第1項 第27条第2項 の規定により、
収入超過者 高額所得者 としての認定及び家賃の額の決定の通知を受けましたが、下記の理由によりその認定を更正されたく申出をします。

記

収入認定額	円
家賃決定額	月額 円

これに対する意見 (更正を必要とする理由)	
--------------------------	--

備考 更正をしなければならないことを明らかにする関係書類又は更正の判断の参考となる書類を添付すること。

様式第14号(第16条関係)

町営住宅明渡し期限延長申出書

年 月 日

南伊勢町長 様

町営住宅 団地 棟 号室
入居者 ㊟
電話番号

私は、年 月 日南伊勢町町営住宅管理条例第30条第1項の規定により、町営住宅の明渡しの請求を受けましたが、下記の理由により、期日までには町営住宅を明け渡すことができないため、その期限を延長されたく申出をします。

記

明渡し期限	年 月 日
明渡し延長期限	年 月 日から 年 月 日まで延長を希望
明渡し期限までに明渡しが行えない理由	1 入居者又は同居者が病気にかかっているため 2 入居者又は同居者が災害により著しい損害を受けたため 3 入居者又は同居者が1年以内に定年で退職する等の理由により、収入が著しく減少することが予想されるため 4 その他、上記1から3までに準ずる特別の事情があるとき その事情等を具体的に記入してください。 〔 〕

備考 1 「明渡し期限までに明渡しが行えない理由」の欄は、該当するものの数字を○で囲むこと。

2 明渡し期限までに明渡しが行えない理由を明らかにする書類を添付すること。

様式第15号(第18条関係)

建替町営住宅入居希望申出書

年 月 日

南伊勢町長 様

町営住宅 団地 棟 号室
入居者 ㊟
電話番号

私は、新たに整備される町営住宅に入居を希望するため、南伊勢町町営住宅管理条例第35条第1項の規定により、申出をします。

なお、入居の決定の後には、南伊勢町町営住宅管理条例及び南伊勢町町営住宅管理条例施行規則に定める所定の手続を行います。

記

新たに整備される住宅の住所及び名称	三重県 郡 町 番地			
	町営住宅	団地		
入居しようとする者の氏名	入居者との続柄	性別	生年月日 (年齢)	職業
	本人			

様式第16号(第19条関係)

町 営 住 宅 返 還 届 出 書

年 月 日

南伊勢町長 様

町営住宅 団地 棟 号室
 入居者 ㊟
 電話番号

下記のとおり町営住宅を返還したいので届出をします。

記

返還年月日	年 月 日	入居年月日	年 月 日
		入居期間	年 箇月
返還理由			
転居先	〒	電話番号	
勤務先	所在地 名称	電話番号	
送金先 (敷金)	金融機関名 口座番号	入居者本人名義の口座を記入してください。	
模様替等承認を受けた設置物の処理	設置物〔有・無〕	入居者の責任において撤去し、原状に復してください。	
家賃等の収入状況	家賃等滞納〔有・無〕 未納家賃支払方法		
管理人の意見	管理人氏名		

- 備考 1 町営住宅を明け渡そうとするときは、退去日の15日前までに南伊勢町建設課に提出すること。
 2 敷金の送金先口座が家族等入居者以外の名義の場合は委任状を添付すること。
 3 歳入歳出外現金還付請求書を添付すること。

※以下は記入しないでください。

受付印(出先等)	敷金	納 入	年 月 日	受付番号	区 分	月額	日割額
		金 額	円		家 賃	円	円
		修 繕 料	円	計	円	円	
		未 納 家 賃	円				
		返 還 額	円				
受付印(本課等)	カ ー ド No.	K E Y コ ー ド		入居者コード			
		整 理 号	入居年月日	敷金受入決議コード			
			年号 年 月 日				

様式第17号(第22条関係)

受付番号	受付月日

町営住宅使用許可申請書

希望する町営住宅名

年 月 日

南伊勢町長 様

社会福祉法人
等の名称
所在地
代表者職氏名
電話番号



町営住宅を社会福祉事業等に活用したいので、南伊勢町町営住宅管理条例第41条第1項の規定に基づきその使用許可を申請します。

なお、使用許可の後には当該町営住宅の入居者との協調を図り、南伊勢町町営住宅管理条例及び南伊勢町町営住宅管理条例施行規則等の法令を遵守することを誓います。

の名称	代表者の職・氏名
の所在地	電話番号
町営住宅で実施する事業(目的)	1 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第50条の3の2第4項に規定する精神障害者地域生活援助事業 2 知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)第4条第10項に規定する知的障害者地域生活援助事業
町営住宅の使用の期間	年 月 日から 年 月 日まで
使用者の人数	計 人
町営住宅を現に使用する者から徴収する家賃相当額及びその合計額	1 現に使用する者から徴収する家賃相当額(月額) 最高額 円 最低額 円 2 現に使用する者から徴収する家賃相当額の合計額(月額) 円

- 備考 1 地方公共団体以外の社会福祉法人等にあつては、定款及び登記事項証明書の写しをそれぞれ添付すること。
2 保健所長又は県福祉事務所長の意見書を添付すること。
3 その他必要な書類を添付すること。

様式第18号(第25条関係)

町営住宅使用許可変更報告書

年 月 日

南伊勢町長 様

社会福祉法人
等の名称
所 在 地
代表者職氏名
電 話 番 号



年 月 日使用許可の決定のあった町営住宅の使用について、当初の申請内容に下記のとおり変更が生じたので、南伊勢町町営住宅管理条例第45条の規定により報告します。

記

1 変更を生じた事項

変 更 の 内 容	変 更 前	変 更 後

2 変更の理由

3 変更年月日 年 月 日

4 変更予定期間 1 年 月 日から 年 月 日まで

2 年 月 日から 退去時まで

様式第19号(第28条関係)

(表)

第	号
身 分 証 明 書	
職氏名	
年 月 日生	
上記の者は、南伊勢町町営住宅管理条例第52条の規定に基づく検査を行う者であることを証明する。	
年 月 日	
南伊勢町長	
印	

6.0 cm

8.5 cm

(裏)

南伊勢町町営住宅管理条例抜粋

(立入検査)

第52条 町長は、町営住宅の管理上必要があると認めるときは、町営住宅監理員若しくは町長の指定した者に町営住宅の検査をさせ、又は入居者に対して適当な指示をさせることができる。

2 前項の検査において、現に使用している町営住宅に立ち入るときは、あらかじめ、当該町営住宅の入居者の承諾を得なければならない。

3 第1項の規定により検査に当たる者は、その身分を示す証票を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

様式第1号(第4条関係)
様式第2号(第5条関係)
様式第3号(第6条関係)
様式第4号(第7条関係)
様式第5号(第8条関係)
様式第6号(第9条関係)
様式第7号(第10条関係)
様式第8号(第10条関係)
様式第9号(第11条関係)
様式第10号(第12条関係)
様式第11号(第13条関係)
様式第12号(第14条関係)
様式第13号(第15条関係)
様式第14号(第16条関係)
様式第15号(第18条関係)
様式第16号(第19条関係)
様式第17号(第22条関係)
様式第18号(第25条関係)
様式第19号(第28条関係)